

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,609

2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数

388,402

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,880
新潟市東区	38,047
新潟市中央区	48,893
新潟市江南区	18,877
新潟市秋葉区	21,456
新潟市南区	12,856
新潟市西区	43,181
新潟市西蒲区	16,675
長岡市三島郡	77,437
上越市	54,511
三条市	28,002
柏崎市刈羽郡	25,799
新発田市北蒲原郡	31,626
小千谷市	10,361
加茂市南蒲原郡	11,726
十日町市中魚沼郡	18,840
見附市	11,550
村上市岩船郡	19,959
燕市西蒲原郡	24,874
糸魚川市	12,840
妙高市	9,599
五泉市東蒲原郡	18,543
阿賀野市	12,375
佐渡市	16,812
魚沼市	10,789
南魚沼市南魚沼郡	18,383
胎内市	8,589